

議員提出第13号議案

島根県文化芸術振興条例

1 提案理由

文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、県の役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術振興施策の総合的な推進を図り、心豊かで潤いがあり、活力に満ちあふれた魅力的な地域社会の実現を図る必要がある。これがこの条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 文化芸術の振興に当たっての基本理念を定めること。
- (2) 県の役割を定めること。
- (3) 県民の役割を定めること。
- (4) 文化芸術活動の振興に関する基本的施策を定めること。
- (5) 文化芸術に関する情報の収集・発信について定めること。
- (6) 文化芸術の発展に貢献することが期待される活動の顕彰について定めること。

3 施行期日

公布の日から施行する。